

令和7年9月9日 第45号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおともに！ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

人材育成・居住支援特集号

49
号

【この号の内容】

1. 生活困窮者自立支援制度人材養成研修について

- ◇今年度から現任者向け研修を実施します！
- ◇主任相談支援員初任者研修を実施しました！
- ◇「支援員のための育ちのガイドブック」をぜひご活用ください！

2. 居住支援（改正住宅セーフティネット法関係）について

- ◇改正住宅セーフティネット法が10月1日に施行されます！
- ◇実践者インタビュー！～居住サポート住宅～

3. ご報告・お知らせ

- ◇令和8年度概算要求を行いました
- ◇全国研究交流大会in滋賀を開催します！
- ◇「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン」を開催しています！
- ◇室員紹介

◎編集後記



1. 生活困窮者自立支援制度人材養成研修について

今年度から現任者向け研修を実施します！

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、日頃から生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応されている支援員の皆さまは重要な基盤となっています。

そのため、業務上必要な能力の獲得状況を的確に把握したうえで、日々の支援における課題の整理や到達目標を明確化し、研修を受講していくことが重要と考えています。

そこで、生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、これまで実施してきた初任者への研修に加えて、今年度から現任者を対象とした研修（ステップアップ研修）を実施します！

【ステップアップ研修の内容（予定）】

- * 生活困窮者自立支援制度の理念の再確認
- * 支援員が孤立せず、チームで支援に取り組めるよう「チームづくり」、「メンタルケアの基本」を学ぶ
- * 研修に参加いただく支援員の皆さまで即席チームをつくり、事例検討
- * 各事業別の専門講座

ステップアップ研修は毎年受講することや、自分の担当ではない事業の専門講座に参加いただくことも可能です！！

★令和7年度のステップアップ研修の実施日程については以下のとおりです！

- 12/4（木）-12/5（金）北陸・東海ブロック@愛知県名古屋市
- 12/11（木）-12/12（金）近畿ブロック@大阪府大阪市
- 12/18（木）-12/19（金）関東甲信越ブロック@東京都港区
- 1/15（木）-1/16（金）九州・沖縄ブロック@福岡県福岡市
- 1/22（木）-1/23（金）北海道・東北ブロック@宮城県仙台市
- 1/29（木）-1/30（金）中国・四国ブロック@岡山県岡山市



主任相談支援員初任者研修を実施しました！

7月30日（水）から8月1日（金）までの3日間で、今年度も「主任相談支援員初任者研修」を実施しました！「制度の理念や自立の概念」、「社会資源の開発（発見）」、「職場づくり」、「スーパービジョン」など盛りだくさんの内容の研修となりました。演習で行ったグループワークやワールド・カフェでは、制度の理念に立ち返りつつ、日頃の支援についての振り返りや人材育成などについて話し合っていました。

「職場づくり」について学ぶコマでは、貿易ゲームを実施しました。「できるだけ多くの富を築くこと」を目標に競うのですが、ゲームとは言え、会場はかなり白熱しました。各グループに配布される資材（ハサミや紙など）はグループによって異なっています。地域づくりと同じく、自分たちの持っている資材を活用しつつ、近隣のグループと協力しながら取り組んでいくことの重要性を学びました。

「スーパービジョン」について学ぶコマでは、「スーパービジョンにつながる事例検討」ということで、実際に参加者の方から事例を提供いただき、会場全体で事例検討を行いました。事例提供者が「詰められない」、「怒られない」という安心できる環境を整えた上で、参加者の方それぞれから見た事例の課題や考えを話したり、事例提供者の方から新たな気づきについて話したりしていただきました。これまでの支援の振り返りや、支援の新たな気づきを得るために、皆さまも職場内や近隣の自治体の支援員さんと事例検討を実施してみたいはいかがでしょうか。



研修会場となったロフォス湘南にはかわいい子ガモがいました！（大きさは大人のカモと同じくらいでした）



「支援員のための育ちのガイドブック」をぜひご活用ください！！

生活困窮者自立支援制度に関わる皆さまが自身の現状を把握し、次なるステップに向けた目標を考えたり、能力や基本姿勢を身につけるための機会を体系的に確認したりすることのできるツールとして、令和6年度に「支援員のための育ちのガイドブック」を作成しました。

このガイドブックでは、制度の理念や基本姿勢など「本制度に関わる全ての方が大切にしたいこと」に加えて、専門職としてのキャリアを築いていくための新たな考え方「キャリアサーフ」などをご紹介します。

今年度の主任相談支援員初任者研修では、支援員の皆さまに実際にキャリアサーフ・シートを作成してもらい、これまでの実践について振り返りをさせていただきました。組織としての人材育成などの話題も含めて、グループワークはかなり盛り上がりました！

都道府県研修の内容として盛り込んでいただき、参加者でグループワークをしていただくのもよいのではないかと思います！日々の実践について皆さんで振り返りをしてみませんか？ぜひ、ご活用ください！！



ガイドブックの電子媒体はこちらからダウンロードいただけます！

<https://www.jri.or.jp/2024gb/>



2. 居住支援（改正住宅セーフティネット法）について

改正住宅セーフティネット法が10月1日に施行されます！

単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）などの賃貸住宅への居住ニーズが高まると見込まれています。要配慮者は住宅に困っているだけでなく、心身の状態、家族の状況などの複合的な課題を抱えている場合も多いことから、住宅の確保等に関する相談などの入居前の支援に加え、入居後の見守りや生活支援、居場所の確保等の社会参加など、入居前から入居中、退居時まで、様々な支援を必要としています。一方で、賃貸人の一定割合は、要配慮者の入居について不安があります。要配慮者が安心して円滑に住まいを確保するためには、こういった賃貸人の不安を軽減することが必要です。こうした現状・課題を踏まえ、令和6年の住宅セーフティネット法等の改正では、要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を推進することとしています。

居住サポート住宅とは・・・ 国交省と厚労省の共管 福祉事務所設置自治体が認定

居住支援法人等が大家と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ を行う住宅です。



居住支援協議会とは・・・ 国交省と厚労省の共管 市町村による設置を努力義務化

「居住支援」に関する課題について、関係機関・団体等と連絡・相談し、互いの得意分野・専門分野を活用することで、適切な支援と課題の解決を円滑に進めることができる仕組みの整備を進める「つながりの場」です。



居住支援協議会設立の手引きはこちらからダウンロードいただけます！

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001884543.pdf>



実践者インタビュー！～居住サポート住宅～



「令和6年度みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業※」（国交省所管）を実施しており、そして、北海道や札幌市等の生活困窮者自立支援事業等の受託事業者でもあります。NPO法人コミュニティワーク研究実践センターの湯澤事務局長にインタビューを行いました！

※民間賃貸住宅等のサブリース等による、入居後の要配慮者に対して、安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅など）の提供を通じて、住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を構築するとともに、要配慮者の居住の安定を図る先進的な取組を行う居住支援法人等への支援を行うモデル事業。



インタビューの詳細は次ページへ！

Q&A

サポート（安否確認、見守り、福祉へのつなぎ）
はどんなことを？

安否確認は、1日の間に点灯・消灯がないと異常検知し、通知される**電球（ハローライト）をトイレに設置**しています。異常検知による通知があった際は、入居者にメールや電話をして、当日午後まで連絡がない場合は、訪問による安否確認をしています。

見守りは、**1ヶ月に1回の自宅訪問**を行っています。自宅訪問では、室内に入り、面談のような感じで、入居者の生活状況や困りごと、仕事の様子などを聞くとともに、室内の清掃状況も確認しており、郵便物が溜まっている場合はその確認をしています。滞在時間は、入居者にもよりますが、15分～1時間ほどになります。また、フードバンクによる**1週間に1回の食料配布**も行っており、玄関先で2、3分ほど雑談や困りごとを確認しています。

福祉へのつなぎについては、入居者が若い方から80代の方まで幅広く、特性や抱える課題も様々で、つなぎ先や必要なサービスが異なりますので、それぞれの**入居者のニーズに合わせた福祉サービス等**につないでいます。



←自宅訪問の様子

入居者や大家（管理会社）の声は？

入居者からは、機器を使った安否確認について、**安心できるという声**が、高齢の方だけではなく、**若い方からも多くありました**。毎日の安否確認、特に機器を使った安否確認は、若い方や中年の方における必要性を感じていなかったもので、意外なことでした。住んでいる人にとってみれば、何かあったら通知してもらえる仕組みというのは、年齢を問わず、助かることなんだなと感じました。

さらに、点灯忘れや点灯時間が短い場合にも通知がきますので、これまで月1回程度しか顔を合わせていなかった入居者とも、コミュニケーションをとる機会が増えました。

また、管理会社からは、**入居者のトラブルに対して、協働して対応することが**できるため、非常に助かるという声がありました。



NPO法人コミュニティ
ワーク研究実践センター
湯澤事務局長

自立相談支援機関との連携についてどう考える？

居住サポート住宅には、サポート内容に限りがあり、入居者の生活や心身の状況が不安定になったときは、福祉サービスへつなぐことになっていきますので、**居住サポート住宅の中で全て完結するということではありません**。毎日の安否確認は機器の設置でいいのかもしれませんが、定期的な訪問をして、何かあれば、自立相談支援機関につなぐことができるようにしておくのは**すごく大事だ**と思っています。不動産関係者と話をしても、なかなか入居者の変化がわかりにくく、気づけないという人が多く、そういう意味でも、**自立相談支援機関につなぎ、そこから適宜アプローチしていくというのは必要である**と思います。

自治体職員に向けてメッセージ

改正SN法が国交省と厚労省で共管となったことを機に、住宅と福祉が連携していくというのはとても大事だと思います。住まいは、福祉側だけでどうにかなるものではないし、住宅側が住む場所を用意しても、入居者に対するサポートや支援はどうするのかという点で、住宅側だけではどうにもできないところがあります。そのため、**まずはそれぞれの自治体でしっかり連携してほしい**です。地域によっては、社会資源が少なかったり、そもそもアパートがなく、一軒家だらけの地域もあると思うので、公営住宅の活用を含め、しっかり行政が連携して、旗を振って先導していかないと、折角良い制度が出来上がっても、発展しないのではないのでしょうか。そのため、住宅だけ、福祉だけ、ではなく、まずは両方で話すこと、考える機会が必要なのかなと思います。それと、**自分のまちに住み続けたいと思う人をそのまちで支援していくという枠組みは行政しかできないこと**であり、行政が主導して取組むべきと考えます。

3.ご報告・お知らせ

◆令和8年度予算の概算要求を行いました

8月末に令和8年度予算の概算要求を財務省に提出しました。
生活困窮者自立支援制度に関係する、主な要求内容は以下のとおりです。



主な要求内容

- **住まいに係る相談機能等の充実**
 - ・ 生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。
- **就職氷河期世代を含む就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化**
 - ・ 就職氷河期世代等支援にも資するよう、認定就労訓練事業の利用促進として、普及・周知に向けた取組を行うとともに、事業利用者の交通費を補助する。家計改善支援事業の支援員の専門性を高め、事業の質の向上を図る。
- **子どもの学習・生活支援事業等の推進**
 - ・ 子どもの学習意欲の向上や社会性の醸成、将来の進路選択に役立つよう、更なる体験活動の機会の提供や、高校生世代に対する支援の強化等を推進する。全国的な実施を推進するため、事業の立ち上げを支援するとともに、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。
- **身寄りのない生活困窮者への支援の充実**
 - ・ 生活上の課題を抱える身寄りのない生活困窮者を支援する取組を試行的に実施する。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業（生活困窮者向け事業）の被保護者の利用拡大**
 - ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業（生活困窮者向け事業）において、被保護者の利用を拡大するとともに、着実な体制整備を図る。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援**
 - ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限で実施することにより、全国的な事業実施に向けた環境整備を行う。
- **その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化**
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して、引き続き十分なフォローアップ支援を行うため、自立相談支援機関等の体制強化を図る。
 - ・ 就労に向けた準備から就労訓練、就労支援までを一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行的に実施し、一貫した就労支援を行えるスキームの構築等を図る。
 - ・ 都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。
 - ・ 福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。
- **生活福祉資金貸付業務システムのオンライン化に向けたシステムの構築等**
 - ・ 生活福祉資金貸付業務について、貸付原資の積増しを行うとともに、オンライン化に向けたシステムの設計開発を進め、制度の持続性・安定性を確保する。



全国研究交流大会 in 滋賀 を開催します！

第12回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が滋賀県（大津市）で開催されます！

テーマは「視界がひらけない時代だからこそ生活困窮者支援でつくりだしたい地域共生社会。手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。」です！

今年も現地参加のほか、オンラインによる参加も可能です。分科会は全部で12！普段課題に思っていること、興味のある分科会がきっとあるはず！この機会に皆さまのご参加お待ちしております。



【開催日程】

<全体会> 11月8日（土）
（びわ湖ホール・オンライン併用）
<分科会> 11月9日（日）
（龍谷大学 瀬田キャンパス・オンライン併用）

【申込期限】

現地参加をご希望の方：10月17日（金）
オンライン参加をご希望の方：10月31日（金）

イベントの詳細や参加申込につきましては、以下よりご確認ください！

困窮者支援情報共有サイト
～みんなつながるネットワーク～

https://minna-tunagaru.jp/join/zenkoku_taikai/



ひきこもりVOICE STATION全国キャラバンを開催しています！



ひきこもり状態にある方やその家族が孤立することなく、相談しやすい環境づくりを目的として、ひきこもりに理解がある地域社会の実現を目指して「ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン」を今年度も開催しています！

ひきこもり当事者の様々な思いに触れることで、理解を深め、みんなが生きやすい地域についてみんなで話したり、一緒に考えませんか？

このテーマに関心のある方であれば、どなたでも参加いただけます。

ひきこもり経験者と話そう。
誰もが生きやすい地域について。



全国6都市で開催！

8月23日（土）神奈川県横浜市

「ひきこもりVOICE STATION」
クリエイティブ
プロデューサーに就任！



演出家
宮本亜門さん参加！

9月13日（土）高知県高知市

9月20日（土）秋田県秋田市

10月11日（土）新潟県新潟市

10月18日（土）奈良県奈良市

11月 8日（土）大分県大分市

ひきこもり支援専門官の佐野です！！

誰一人取り残されない社会の実現に向けて、一人でも多くの方にご参加（視聴）いただきたいと思います…
神奈川は宮本亜門さんの朗読劇とっても盛り上がりましたよ！アーカイブでもぜひ！！



ひきこもりVOICE STATION ホームページ

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/event/>



★室員紹介★



ほり しゅんたろう
堀 俊太郎

- 出身地：東京都
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：コンビニスイーツ（アイス）を買うこと
- 個人的失敗事例：TVの録画容量が一杯で、録画をしそこないがち。
- ひとこと：色々と現場の取組も勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いします！

- 出身地：岡山県
- 主な担当業務：居住支援、子どもの学習・生活支援
- 最近のマイブーム：古書店巡り
- 個人的失敗事例：冷蔵庫の食品の賞味期限を切らしがち。
- ひとこと：今月から係長です。力不足ではありますが頑張ります。



にしはら しんたろう
西原 信太郎



まさぶち ひかる
増淵 光

- 出身地：東京都
- 主な担当業務：制度統括、法令業務
- 最近のマイブーム：季節ごとのイベントを楽しむこと
- 個人的失敗事例：社会人になってから休日を楽しみすぎて(予定を詰め込みすぎて)月曜日は疲弊しています…
- ひとこと：4月に入省しました！まだまだ分からないことばかりですが、精一杯頑張ります！！

編集後記



4月号の編集後記でバレーボールクラブに参加していると書いたのですが、私にしては珍しく、三日坊主になっていません！目標にしている正規の位置からのサーブは、まだまだできないのですが、レシーブは受けられるようになりました！目標達成できるよう、引き続き頑張ります。話は変わりますが、先日夏休みをとって、シドニー旅行をしてきました。シドニーは涼しく、都会の感じも自然の感じもある街でとても過ごしやすかったです！帰りの飛行機で機内が寒く、

長袖を着ていたのですが、羽田空港に着いた途端、もわっと生暖かい空気を感じました。いつまで暑いのでしょうか…

最後になりましたが、インタビューなどご協力いただいた皆さま、ありがとうございました！次回のニュースレターもお楽しみに！！



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話03-6812-7848 FAX03-3592-1459

これまでのニュースレターの
バックナンバーはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

